

健康福祉委員会 令和5年1月13日
福祉部 資料94番
所管 障害福祉課

大田区障害福祉サービス事業所に対する物価高騰等緊急対策追加支援金について

1 目的

区内の障害福祉サービス事業所等が、物価の急激な高騰の影響を受けて要した経費の一部に対し、支援金を交付することにより、当該事業所が安定した障害福祉サービスの提供を維持することを目的とする。

2 支援対象事業所

(1) 入所サービス事業所

共同生活援助、短期入所

(2) 訪問サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

3 支援基準額

(1) 入所サービス事業所

11,756円×定員数

(2) 訪問サービス事業所

事業所が訪問サービス目的で所有している自動車1台につき、7,200円

4 対象経費

(1) 入所サービス事業所

光熱水費、食材費（※）

※令和4年10月制定「大田区原油価格・物価高騰等における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金」を申請している事業者は、申請額を今回の対象経費から除外する。

(2) 訪問サービス事業所

自動車に使用したガソリン及び軽油にかかる費用（※）

※居宅等への訪問等サービス提供に使用した自動車に限る。

5 申請期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月15日（水）まで

6 今後の予定

時 期	入所サービス事業所	訪問サービス事業所
令和5年1月16日～ 令和5年2月15日	申請受付期間 (受領した申請書を順次審査)	
令和5年2月下旬～ 令和5年3月上旬	支援金支払い (前金払い)	支援金支払い (確定払い)
令和5年3月下旬	実績報告書の提出を受け、 確定通知書の送付 (支援金額の確定)	

7 周知方法

区ホームページの他に、各事業所へメールやファクシミリ等での案内を行う。